

一般財団法人くまもと SDGs 推進財団
情報公開規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人くまもと SDGs 推進財団（以下「当財団」という。）が、活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するために必要な事項を定めることにより、当財団の公正で開かれた活動を推進することを目的とする。

(情報公開の対象)

第2条 この法人の情報公開の対象は次に定めるとおりとする。

- (1) 定款、規程等に関する文書
- (2) 事業報告書及び事業計画書
- (3) 財務諸表（財産目録、貸借対照表、正味財産増減計算書、同内訳書及び財務諸表に対する注記）
- (4) 理事会議事録
- (5) 評議員会議事録

(当財団の責務)

第3条 この規程の解釈及び運用にあたっては、情報公開することの趣旨を尊重するとともに、個人に関する情報がみだりに公開されることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

(利用者の責務)

第4条 第2条に規定する情報公開の対象書類の閲覧又はコピー（以下「閲覧等」という。）をした者は、これによって得た情報を、この規程の目的に即して使用するとともに、個人に関する権利を侵害することのないように努めなければならない。

(情報公開の方法)

第5条 当財団は、法令の規定に基づき情報の公開を行うほか、この規程及び個人情報管理規程の定めるところに従い、主たる事務所への備え置き又はWEBサイトを利用する方法により、情報の公開を行うものとする。

(公表)

第6条 当財団は、法令の規定に従い役員に対する報酬等の支給基準について公表する。これを変更したときも同様とする。

- 2 前項の公表については、役員報酬等並びに費用に関する規程を次条に定める事務所備え置きの方法により行うものとする。

(書類の備え置き等)

第7条 当財団は、第2条に掲げる書類を主たる事務所に常時備え置くものとする。

2 当財団は、前項の規定により主たる事務所に備え置いた書類を閲覧に供するものとする。ただし、正当な理由を有しない者に対しては、この限りでない。

(閲覧等の場所及び日時)

第8条 前条の規定に基づき、閲覧等の対象となる書類の閲覧場所は、事務局長の指定する場所とする。

2 前条の規定に基づき書類の閲覧等が可能な日は、当財団の休日以外の日とし、書類の閲覧等が可能な時間は、10時から16時までとする。ただし、当財団は正当な理由があるときは、閲覧などの日時を指定することができる。

(閲覧等に関する事務)

第9条 書類の閲覧等の申請があったときは、次に定めるところにより取扱うものとする。

(1) 別記様式1に定める受付簿に必要事項の記入を求め、その提出を受ける。

(2) 閲覧申請者が適正に閲覧受付簿に必要事項を記入した場合は、申請された書類を閲覧に供する。

(3) 閲覧等申請者からコピーの交付を求められた場合は、請求した者から実費を徴収する。

(インターネットによる情報公開)

第10条 当財団は、第6条第2項の規定による閲覧等のほか、広く一般の人々に対しインターネットによる情報公開を行うものとする。

2 前項の規定による情報公開の内容、方法等の詳細は代表理事が定める。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、情報公開に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

(管理)

第12条 当財団の情報公開に関する事務の所管部署は、事務局とする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

付 則

1 この規程は、2023年6月24日から施行する。

